

議会議案第2号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成24年3月23日提出

提出者

奈良市議会議員 山 口 裕 司

賛成者

奈良市議会議員 山 本 直 子

同 北 村 拓 哉

同 吉 川 等 子

同 井 上 昌 弘

同 松 岡 克 彦

同 西 本 守 直

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月までに支給する議員報酬の月額」を「平成25年3月までの間、議員報酬の額」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

本市の厳しい財政状況の中で、財政健全化の取り組みをさらに推進するため、議員の議員報酬を減額し、歳出削減を図ることは必要と考えるが、議員の報酬等については奈良市特別職報酬等審議会にて審議されるべきと考える。

したがって、奈良市特別職報酬等審議会の開催を求めるとともに、開催されるまでの間、当面、現行の議員報酬10%減額を継続するために、本条例を改正しようとするものである。

(参考)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額
並びにその支給に関する条例の一部改正について（抄）

附 則

（議員報酬の額の特例措置）

- 2 平成23年4月から平成24年3月までに支給する議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条第2項の規定を適用する場合における議員報酬の月額は、第2条に規定する額とする。